

特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会（以下「本会」という。）が、スポーツ振興のため功績の顕著な個人、又は団体を表彰するため必要な事項を定めたものである。

(表彰の対象)

第2条 本会会員（以下「加盟団体」という。）の団体長の推薦する者でアマチュアであること、又日常生活がスポーツマンとして他の模範たる者であること。

(表彰の種類)

第3条 表彰は次の各号に該当する個人、又は団体に対して行う。

(1) 功労賞

本会加盟団体にあつて、20年以上当該団体の運営、又はスポーツの振興発展に貢献し、その功績が顕著である者。但し、原則各団体1名とする。

(2) 優秀選手賞

本会加盟団体にあつて、技術水準の向上に寄与し、成績が優秀で県大会以上に出場し優勝した者、又はこれに準じた成績を収めた者。

（関東大会6位入賞 全国大会8位入賞した者）

(3) 奨励賞

- ① 多年本会加盟団体の維持、発展に貢献した者
- ② 多年加盟団体においてスポーツ指導に貢献した者

(4) 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があつた者。

(表彰年度)

第4条 表彰は、毎年9月1日から当該年の8月31日までとする。

(表彰方法)

第5条 表彰は、表彰状と記念品及び感謝状を授与して行う。

(表彰式)

第6条 表彰は、市民体育大会総合開会式で行う。但し会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(表彰審査会)

- 第7条 表彰に関する事項を審査するため、表彰審査会（以下「審査会」という）を置く。
- 2 審査会は本会の役員会をもってこれにあたる。
 - 3 審査会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 4 審査会の議事は出席委員の全会一致をもって決する。

(会 長)

- 第8条 審査会に会長、及び事務局長を置く。
- 2 会長は本会会長がこれにあたり、審査会の招集及び議事の整理を職務とする。
 - 3 事務局長は本会事務局長がこれにあたり、議事録及び審査会結果報告書の作成をその職務とする。

(調 書)

- 第9条 本会の加盟団体長は、第2条及び第3条第1項、第2項、第3項に掲げる該当者について、調書（別紙表彰規程様式第1号・第2号）を作成し、本会会長に提出し、表彰審査会において審議し決定する。又、第3条第4項に該当すると認められるとき、本会が調書を作成することができる。

(表彰の取消)

- 第10条 被表彰者が、表彰を受けた者として相応しくない行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

(その他)

- 第11条 この規程の施行について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。